

第4回半田市農業委員会総会議事録

令和5年10月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第2番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第3番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第4番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第5番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第6番	榊 原 久 美	出席			
第7番	堀 寄 純 一	出席			
第8番	石 川 敏 彦	出席			
第9番	藤 野 道 子	出席			
第10番	石 川 明 美	出席			
第11番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第４回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日は、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。活発なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は１１名中１１名です。また、推進委員５名中５名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第１８条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

本日、議事録署名委員は、７番の堀寄純一委員と９番の藤野道子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第１を終わります。

それでは、日程第２の第９号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」、５件出ております。

番号５０３-１５について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は親から相続した土地ですが耕作できないため、これまでもこの土地を耕作してもらっていた兄弟である譲受人に所有権を移転することです。場所については、別冊１頁のとおりで、今年は休耕され多少草生えの状況ですが、昨年までは耕作されており引き続き耕作可能な土地です。特に問題ないかと思われます。

議長

番号５０３-１５につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号５０３-１５につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号５０３-１５を承認・可決いたします。

続きまして、番号５０３-１６について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢により当該農地の所有権を移転したく、譲受人は新規就農者で柑橘類やブルーベリーを栽培するため所有権を取得したいとの旨、本人に確認しました。場所については、別冊 2 頁のとおりで、現状は今年の稲刈りを終えた状況で特に問題ないかと思われます。

議長

番号 503-16 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

労力総数 2 人とありますが、どういった方とされるのですか。

事務局

申請書には妻とあります。

議長

その他、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-16 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-16 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-17 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は相続で取得した土地ですが耕作できず、譲受人は農家として規模拡大を図るため取得を希望するとの旨、本人に確認しました。場所については、別冊 3 頁のとおりで、現状は今年の稲刈りを終えた状況で特に問題ないかと思われます。

議長

番号 503-17 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

野菜を栽培されるのですか。

事務局

申請書には稲作とあります。

議長

その他、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-17 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-17 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-18 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は介護を要する高齢者で耕作できず、譲受人は法人で土地を

無償で貸借し農業を行うとのこと。場所については、別冊 4 頁のとおりで、現状は野菜畑の状況で特に問題ないかと思われます。

議長

番号 503-18 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

なぜ譲受人の法人は農業をするのですか。

事務局

法人の事業方針のため詳細は分かりません。確認が必要であれば総会後に伺います。

委員

法人が口約束で農地を貸借することは望ましくないことか。

事務局

農地の貸し借りは個人法人にかかわらず制度に則った手続きが必要です。制度の理解不足等により手続きのできていないものは状況に応じ是正が必要です。

委員

議案に法人代表者氏名まで記載し責任の所在を明確にする必要性を感じます。

事務局

確認をして対応します。

委員

労力総数は 1 人で正しいですか。

事務局

申請書を確認し 8 人の記載が正しいものでした。訂正をお願いします。

議長

その他、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-18 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-18 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-19 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢者で耕作できず、譲受人が所有権を得てご夫婦で農業を行うとのこと。譲受人は新規就農者ですが周囲の農家のサポートを受けながら農業を練習しています。場所については、別冊 5 頁のとおりで、すぐ隣が譲受人の自宅で特に問題ないかと思われます。

議長

番号 503-19 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-19 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-19 を承認・可決いたします。

続きまして、第 10 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、4 件出ております。

番号 505-20 と 505-21 については関連しておりますので、一括審議いたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。番号 505-20 は賃借権、505-21 は所有権移転となります。譲受人は、当該地東側で物流事業を営む法人で、駐車場不足や資材置場の不足のため申請に至りました。場所については別冊 6 頁をご覧ください。申請地の現況を確認したところ、耕作放棄地の様子で電柱より高い気が生えており、これが整理されるのであれば、特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-20 と 505-21 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-20 と 505-21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-20 と 505-21 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-22 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本件は 3 年前に交わされた営農型太陽光設置のための 5 条一時転用の更新案件です。場所については別冊 6 頁をご覧ください。太陽光設備の下では農業を行う様子があり、周囲の農業に影響もないと思われるため問題ないかと思われます。

議長

番号 505-22 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-22 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-22 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-23 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は市内で住宅外構工事を行う会社を営む法人で現在の事業所が手狭となったこと、また現場へ向かうにあたっては知多半島道路を頻繁に使うことなどを鑑み、当該地の所有権を移転し、駐車場及び資材置場として転用を希望とするものです。添付資料では整地のみと記載されていますが、入口と記載の場所は道路と 1 メートル以上の高低差があり、切土等の対応が必要のように感じましたので、申請者に確認したところ切土を行うということでした。周囲への影響が心配ですし、資料を

正す必要があります。その点のみこの後対応願います。場所については、別冊 7 頁をご覧ください。場所自体については問題ありません。

事務局

書士に確認し対応いたします。（確認したところ入口を変更したいとの旨説明をうけ書類差替え依頼）

議長

番号 505-23 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号 505-23 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

番号 505-23 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 11 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 15 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。報告第 1 号から第 3 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

（異議なしの声多数あり）

これで第 4 回半田市農業委員会総会を閉会します。

（午後 2 時 4 5 分）